平成２３年（フ）第５５８号
千葉県市原市馬立1656番地４
債務者　梅田　一元
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６５号
千葉県船橋市南本町28番３号
債務者　田島　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６９号
千葉県市原市辰巳台東３丁目５番地８　カルチャープラザ301号
債務者　内堀　　裕
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７３号
千葉県市原市八幡北町１丁目11番地２　ヴィラ八幡303号室
債務者　三浦　幸枝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８２号
千葉県八千代市八千代台北９丁目８番14号　ジュネパレス八千代第17―201号
債務者　鈴木　静湖
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８８号
千葉県船橋市前貝塚町1014番地16　コモンシティカネコ103号
債務者　菊地　佑美（旧姓齋藤・本阿）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９６号
千葉県市川市日之出10番１―502号　グロリオール里見壱番館
債務者　與儀　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１９号
名古屋市南区大堀町７番１号　タウニーU―A棟202号
債務者　西尾　里絵
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２号
愛知県豊田市元城町１丁目57番地　ＣＡＳＡ　ＣＥＤＲＯ　ＤＵＥ　102号
債務者　駒宮　篤男
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
愛知県岡崎市橋目町字割塚34番地２、前住所愛知県岡崎市西大友町字杭穴12番地４
債務者　吉田栄一こと　吉田　栄一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
高知県香南市香我美町下分3308番地４　香我美宿舎Ａ棟505号
債務者　佐藤　寛子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７１号
高知市中万々２番地18
債務者　中野　紀生
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７４号
高知市鳥越50番地３　鳥越ハイツ202号
債務者　山﨑　　悟
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６６号
札幌市豊平区美園３条４丁目１番１―302号、申立時の住所札幌市南区藤野４条10丁目６番26号
債務者　石田　政美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５１号
北海道北広島市輝美町７番地１　A13―39
債務者　坂本　大樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９００号
北海道千歳市新富２丁目２番12―201号
債務者　古山　信好
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４７号
札幌市中央区南４条東２丁目７　サウスフォーⅠ808号室、住民票上の住所札幌市手稲区星置２条５丁目17番34号
債務者　水上　順恵
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部